

簡易専用水道の管理状況

記入年月日 西暦 年 月 日

建築物環境衛生管理技術者

印

1. 施設の外観検査

[判定: 適=○, 不適=×]

検査事項	判 定 基 準 等	判 定	
		受水槽	高置水槽
1 水槽周囲の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	31
	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	32
	水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと。	3	33
2 水槽本体の 状態	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	34
	亀裂、漏水箇所がないこと。	5	35
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	36
3 水槽上部の 状態	水槽上部は水たまりができるない状態でありほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	38
	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	39
	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	40
4 水槽内部の 状態	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	41
	清掃が年一回以上定期的に行われていることが明らかであること。	12	42
	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	43
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	14	44
	受水口と揚水口が近接していないこと。	15	45
5 マンホールの 状態	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	46
	ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	47
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	48
6 オーバーフロー管 の状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	49
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	20	50
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	21	51
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	52
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23	53
7 通気管の 状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	24	54
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	25	55
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	26	56
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	27	57
8 水抜管の 状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	28	58
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分なものであること。	29	59
9 給水管等の 状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	30	60
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	61	
17,18 その他	通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。 (水槽周囲に侵入防止措置が講じられている場合を除く)	62	
17,18 その他		73	74

2. 水質検査

検査事項	判 定 基 準 等	判 定
10 臭気	給水栓におけるに水に異常な臭気が認められないこと。	63
11 味	給水栓におけるに水に異常な味が認められないこと。	64
12 色	給水栓におけるに水に異常な色が認められないこと。	65
13 色度	5度以下であること。	66
14 濁度	2度以下であること。	67
15 残留塩素	検出されること。	68

3. 書類検査

検査事項	判 定 基 準 等	判 定
16 書類の整備 保存状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整備保存されていること。	69
	受水槽周囲の構造物の配置を明らかにする平面図が整備保存されていること。	70
	水槽の掃除の記録が整備保存されていること。	71
	その他必要な帳簿書類が整備保存されていること。	72

(備考) 1. 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。

2. 記載に当たっては、該当建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。

※不適項目がある場合、下の枠内に不適の内容を記入して下さい。

--